

一般社団法人 神奈川県剣道連盟 財務特別委員会規程（案）

（設 置）

第1条 一般社団法人 神奈川県剣道連盟（以下「本連盟」という。）は、特別委員会として財務特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任 務）

第2条 委員会は、会長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、会長に答申する。

- 一、財務体質改善に関すること
- 二、会費・各種大会・講習会等の参加費に関すること
- 三、令和9年度収支予算案に関すること
- 四、令和9年度補助金執行に関すること
- 五、その他財務に関すること

（組 織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一、委員は、7名以内とする。
- 二、委員は、会長が会員から選出し指名する。

（任 期）

第4条 委員の任期は、令和8年9月1日から答申書提出までとする。

（会 議）

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は専務理事とする。

2. 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
3. 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
4. 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（事 務）

第6条 委員会の事務は、事務局職員が行う。

（委 任）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議に基づき委員長が定める。

附 則 本規程は、令和8年8月20日から施行する。

(特別委員会設置根拠条文)

一般社団法人 神奈川県剣道連盟 定款

第9章 専門委員会

(専門委員会)

第44条 この法人に第4条の事業を実施するために必要な専門委員会を置くことができる。

2 各専門委員会については別に定める規約により設置する。